

備えの種をまこう。🌱

令和7年産半相殺方式

茶 共 済

ひろげよう安心の絆

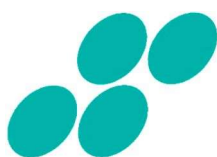
農業経営の様々なリスク、農業共済がサポートします！

- 青色申告を行なっている方
- 様々なリスクをカバーしたい方

- 自然災害によるリスクをカバーしたい方

収入保険をおすすめします！

茶共済をおすすめします！



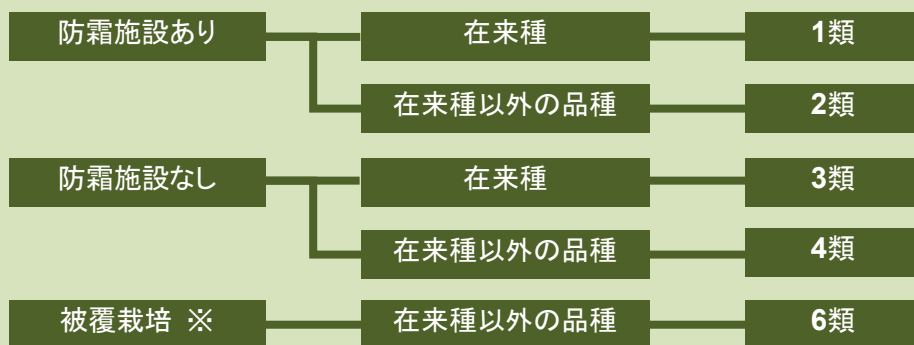
NOSAI 埼玉県農業共済組合

1 加入条件



類区分ごとに合計5アール以上栽培している農家を対象で、全ての園地を加入することが条件です。

茶共済の類区分



※ 園地に被覆施設を設置し、一番茶摘採前の所要時期に化学繊維、よしず、むしろ等を用いて茶樹を覆う栽培方法(玉露、てん茶など)

2 加入申込期間

毎年11月1日から11月10日です。

共済掛金は11月30日までに、指定口座より引落しさせていただきます。

3 共済責任期間(補償期間)

冬芽の生長停止期から一番茶の収穫期までです。



4 共済金額(補償額)

類区分ごとに、共済金額 = kg当たり共済金額 × 基準収穫量 × 補償割合で算出されます。

(1) 単価(kg当たり共済金額)は地域における過去の平均単価により算出され、年産ごとに変動します。

(2) 基準収穫量は過去の被害実績、品種、樹齢、せん枝の状況などを加味した10アール当たり平均単収を園地ごとに算出し、作付面積を乗じて求めます。

(3) 補償割合は7割・6割・5割から選択可能です。

類区分	1・3類	2・4類	6類
kg当たり共済金額	160円	430円	770円

※ 単価は選択可。上記は最高額です。

5 共済金

類区分ごとに、共済金 = kg当たり共済金額 × 共済減収量で算定してお支払いします。

6 共済事故(補償の対象となる災害)

風水害、ひょう害、干害、寒害、凍霜害、冷害、雨害湿潤害、その他気象上の原因による災害、火災、病虫害及び鳥獣害など



◆ 通常行なうべき肥培管理の粗放など、共済事故以外の原因による減収は共済事故によるものとは分割して評価し、共済金支払い対象になりません。

7 共済掛金

共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率で算出されます。

- (1) 共済掛金率は個人ごとの過去の被害率に基づき算定されます。被害率の低い農家が、被害率の高い農家より安い掛金となります。(危険段階別共済掛金率といいます。)
- (2) 共済掛金の55%は国が負担します。
- (3) 共済掛金のほか、共済金額1万円当たり60円の賦課金(事務手数料)をいただきます。
- (4) 共済掛金等の納入には安心・確実な口座振替をおすすめしています。ご理解とご協力をお願いします。

8 補償額と掛金等の試算例

2類(防霜施設あり / やぶきた 樹齢18年) 200a、補償割合 7割の場合です。

- (1) 基準単収(10a当たり) : 品種や樹齢、過去の被害実績などにより決定
274 kg/10a (やぶきた 樹齢16年~20年の平均的な単収)
- (2) 基準収穫量 : 栽培面積 × 基準単収
 $200 \text{ a} \times 274 \text{ kg}/10\text{a} = 5,480 \text{ kg}$
- (3) 引受収量 : 基準収穫量 × 補償割合
 $5,480 \text{ kg} \times 7 \text{ 割} = 3,836 \text{ kg}$
- (4) 共済金額 : 引受収量 × kg当たり共済金額
 $3,836 \text{ kg} \times 430 \text{ 円}/\text{kg} = 1,649,480 \text{ 円}$
- (5) 共済掛金(農家負担) : 共済金額 × 掛金率 - 国庫負担額(55%)
 $1,649,480 \text{ 円} \times 2.2300\% - 1,649,480 \text{ 円} \times 2.2300\% \times 55\% = 16,553 \text{ 円}$
- (6) 賦課金 : 共済金額1万円あたり60円
 $(1,649,480 \text{ 円} \div 10,000) \times 60 \text{ 円} = 9,896 \text{ 円}$



9 共済金支払額の算定例

上記例で、晩霜による凍霜害で平年の5割しか収穫できなかった場合です。

- (1) 共済減収量 : 引受収量 - 見込収穫量(実測の方法による現地調査で算定します。)
 $3,836 \text{ kg} - 5,480 \text{ kg} \times 5 \text{ 割} = 1,096 \text{ kg}$
- (2) 共済金支払額 : kg当たり共済金額 × 共済減収量
 $430 \text{ 円}/\text{kg} \times 1,096 \text{ kg} = 471,280 \text{ 円}$



◆ その他の引受方式(地域インデックス方式、災害収入方式)については、組合にお問い合わせください。

被害を受けたら、まずは農業共済組合にご連絡ください

様式第1号の5 畑作物共済(茶)

《重要事項の説明書》

この説明書は、「金融商品の販売に関する法律」の施行に基づき、農業共済事業に御加入いただくにあたり、加入者の皆さんに、農業共済事業の特徴やリスクを御理解いただくために作成したものです。

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと組合と国の2段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みを採っておりますが、次のような場合には共済金等の全額または一部が支払われないこと又は共済関係を解除することがありますので、御了解のうえお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

- (1) 通常すべき管理やその他損害防止を怠った場合。
- (2) 損害防止のために特に必要な処置の指示に従わなかった場合。
- (3) 共済目的の譲渡し、収穫適期前の掘取り、刈取り、抜取り又はすき込み、栽培方法の変更、災害収入共済方式を選択する場合にあっては、当該共済関係に係る農作物に係る収穫物の出荷計画の通知を怠り、又は悪意もしくは重大な過失によって不実の通知をした場合。
- (4) 共済事故の発生及び、共済金の支払いを受けるべき損害があると認められるのに農業共済組合への通知を怠り、又は悪意もしくは重大な過失によって不実の通知をした場合。
- (5) 正当な理由がないのに組合員負担共済掛金の払込みを遅滞した場合。
- (6) 加入申込みの際、申込み内容について、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をした場合。
- (7) 栽培方法に应ずる区分が定められている農作物について、引受区分以外の栽培方法に変更した結果生じた損失の額。
- (8) 植物防疫法により、移動が禁止されている植物等を持ち込んだことによって生じた損失の額。
- (9) 農業共済組合の財務状況によっては、お支払いする共済金が削減されることがあります。

農業共済事業は、農業保険法に基づき農業経営の安定を図るべく実施されている事業です。

以下、農業共済事業を御紹介いたします。

農作物共済(水稻・陸稻・麦)

家畜共済(牛・馬・豚)

果樹共済(なし・ぶどう)

畑作物共済(大豆・スイートコーン・茶・蚕繭)

園芸施設共済(特定園芸施設・附帯施設・施設内農作物)

この重要事項の説明書の了承は、加入申込書兼変更届出書の提出をもって、御了承いただく旨よろしくお願いいたします。

◎ 農業共済組合では、共済掛金等の納入には安心・確実な口座振替をおすすめしています。皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

ご相談・お問い合わせは…



埼玉県農業共済組合

本所	さいたま市大宮区北袋町1-340	☎48-645-2145
中部統括支所	川越市大字久下戸3523-1	☎49-235-8711
北部統括支所	熊谷市三ヶ尻322	☎48-533-8030
東部統括支所	行田市大字下須戸913	☎48-559-1588

